		1．令和5年度就学援助制度の実施について																														
		1．就学援助制度の周知方法																														
		（1）就学援助制度の周知方法（あてはまるものに○）											（2）（1）のコの内容	（3）就学援助（要保護・準要保護）の申請期間（あてはまるものの1つに○）						（4）（3）のオの内容・補足事項	（5）就学援助（要保護・準要保護）の申請書の提出方法（あてはまるものの全てに○）							（6）（5）のキの内容	（7）就学援助制度の周知方法や申請書の表記等の工夫（あてはまるものの全てに○）							（8）（7）のカの内容
都道府県	市町村名	ア．教育委員会のウェブサイトに制度を掲載	イ．自治体の広報誌等に制度を記載	ウ．就学案内の書類に記載または就学案内の書類とともに配布	エ．就学時健康診断の際に学校で就学援助制度の書類を配布	オ．学校単位で就学援助制度の書類を配布	カ．入学時に学校で就学援助制度の書類を配布	キ．毎年度の進級時に学校で就学援助制度の書類を配布	ク．民生委員やスクールソーシャルワーカー等から案内を配布	ケ．教育委員会から児童生徒を通じて世帯へ案内を送付	コ．その他			ア．申請締切を設定し、期間内の申請のみ受け付け	イ．随時申請を受け付けて年度末頃から援助	ウ．随時申請を受け付けて、締切を過ぎた申請の場合は申請月や認定月以降分から援助	エ．各学期で申請締切を設定し、各学期始めから援助	オ．その他		ア．申請を希望する者が学校に提出	イ．申請を希望する者が教育委員会に提出	ウ．申請を希望する者が校長に提出	エ．申請の有無にかかわらず、学校に提出	オ．申請の有無にかかわらず、各区役所の教育委員会に提出	カ．申請の有無にかわらず、各区役所の教育委員会に提出	キ．その他		ア．自己ご紹介サイトや学校公文書の使用	イ．漢字にはフリガナを付記	ウ．援助対象となる年間所得の目安額等を記載	エ．各費目の援助の申請書の記載	オ．外国語の申請書を作成	カ．その他	
17	17	15	8	3	7	4	5	15	0	1	3	3	0	0	17	0	0	0	9	3	4	0	0	0	0	0	5	0	8	8	3	1	1
福井県	福井市	○	○		○										○				○										○		○		
福井県	敦賀市	○		○				○							○				○										○				
福井県	小浜市	○	○		○			○							○						○									○	○		
福井県	大野市	○				○		○			○	児童扶養手当現用届提出依頼文書の送付時に就学援助制度の書類を同封			○						○									○			
福井県	勝山市		○					○			○	就学時健康診断のお知らせと一緒に、就学援助費のお知らせを入れ配布			○				○										○	○			
福井県	鯖江市	○				○		○							○						○						○						
福井県	あわら市	○				○	○								○				○	○							○						
福井県	越前市	○	○		○		○	○							○						○									○	○		
福井県	坂井市	○					○	○							○				○										○				
福井県	永平寺町	○		○	○			○							○				○								○						
福井県	池田町	○						○		○					○						○						○						
福井県	南越前町	○					○	○							○				○														
福井県	越前町	○	○				○	○							○						○											○	カラーペーパーモチシを作成し、小中学校の全児童・生徒に配布。
福井県	敦賀市				○			○			○	民生委員へ就学援助制度の周知と対象児童生徒の把握を依頼			○				○									○						
福井県	美浜町	○	○	○				○							○					○										○			
福井県	おおい町	○			○	○		○							○					○									○				
福井県	若狭町	○			○			○							○				○										○	○			

2. 新入学児童生徒学用品費等の入学前支給（要保護及び準要保護）

令和5年7月時点の市区町村の実施（検討）状況（あてはまるもの1つに○）

都道府県	市町村名	<小学校> ア. 入学前支給を行っている	イ. 入学前支給を行っていないが、現在検討はしている	ウ. 入学前支給を行っておらず、現在検討もしていない	エ. そもそも新入学用品などの費用をゼロにしているため、入学前支給を行っていない	オ. そもそも対象者がいないため、入学前支給を行っていない	カ. その他	<小学校>（2）（1）のカの内容	<小学校> ア. 令和4年度（令和4年度新入学分）以前	イ. 令和5年度（令和5年度新入学分）	ウ. 令和6年度（令和7年度新入学分）以降	エ. 未定	<小学校> ア. 6月以前	イ. 9月	ウ. 10月	エ. 11月	オ. 12月	カ. 1月	キ. 2月	ク. 3月	ケ. 4月初旬（入学式前）	<小学校> ア. 教育委員会のウェブサイトに案内を掲載	イ. 自治体の広報誌等に案内を掲載	ウ. 就学案内の書類に記載又は就学案内の書類とともに配布	エ. 就学時健康診断の際に学校で案内を配布	オ. 学校の入学前説明会の際に案内を配布	カ. 幼稚園や保育所で案内を配布	キ. 域内の小中学校で説明会及び保護者に対して案内（説明会は開催がいる場合など）	ク. 民生委員やスクールソーシャルワーカー等から案内を配布	ケ. 小学校入学予定者がいる家庭へ案内を郵送	コ. その他	<小学校>（6）（5）のコの内容	<小学校>（7）（4）でア、イ、ウ、エに○をした場合、（入学前支給の）①周知時期 ②申請期日 ③（7）の場合）支給時期	<小学校> ア. 予算の確保が難しいから	イ. 規則改正などの内部手続きに時間がかかるから	ウ. 認定対象が増えた、支給対象者に転勤に転居へした場合の対応などに業務負担が増加するから	エ. （入学前支給と位置づける）身体検査の教育費負担軽減制度があるから	オ. その他	<小学校>（9）（8）のエ及びオの内容
17	17	15	1	1	0	0	0	0	15	0	0	1	0	0	0	0	0	1	6	7	1	6	2	1	9	3	4	1	0	1	3	3	0	0	0	1	0	1
福井県	福井市	○							○											○		○			○														
福井県	敦賀市	○							○										○			○		○														
福井県	小浜市	○							○											○					○														
福井県	大野市	○							○											○						○		○											
福井県	勝山市	○							○										○													○	就学時健康診断のお知らせと一緒に、就学援助費のお知らせを入れ配布							
福井県	鯖江市	○							○										○						○	○													
福井県	あわら市	○							○										○						○														
福井県	越前市	○							○											○		○	○		○														
福井県	坂井市	○							○										○			○										○	就学時健康診断の実施通知に就学援助（入学前支給）の案内を同封し、保護者に配布							
福井県	永平寺町	○							○								○					○			○														
福井県	池田町			○																																○			小・中学校へ入学する児童生徒全員に「入学支度金支給事業」として1人5万円を支給しているため
福井県	南越前町		○									○																											
福井県	越前町	○							○											○		○	○				○												
福井県	春江町	○							○												○				○		○					○	民生委員へ就学援助制度の周知と対象児の把握を依頼							
福井県	美浜町	○							○											○							○												
福井県	おおい町	○							○										○						○	○													
福井県	若狭町	○							○											○					○		○			○									

都道府県	市町村名	<中学校> ア．入学前支給を行っている	イ．入学前支給を行っていないが、現在検討はしている	ウ．入学前支給を行っておらず、現在検討もしていない	エ．そもそも新入学児童数がその費用を無償化しているため、入学前支給を行っていない	オ．そもそも対象者がいないため、入学前支給を行っていない	カ．その他	<中学校> （2）（1）のカの内容	<中学校> ア．令和4年度（令和5年度新入学分）以前	イ．令和5年度（令和6年度新入学分）	ウ．令和6年度（令和7年度新入学分）以降	エ．未定	<中学校> ア．4月以前	イ．9月	ウ．10月	エ．11月	オ．12月	カ．1月	キ．2月	ク．3月	ケ．4月（初年（入学式前）	<中学校> ア．予算の問題だから	イ．規則改正などの内部手続きに時間がかかるから	ウ．認定関数が増える、事務量に転換へした場合の対応など、事務量が増加するから	エ．入学前と入学後の保育体験自の教育費負担額調制度があるから	オ．その他	<中学校> （6）（5）のエ及びオの内容	5．実対象児童等の認定について（重要項目） （1）当てはまるもの1つに○ ア．従前より実対象児童等の認定を行っており、その際と同様の基準により認定	イ．新たに認定基準等を書いて、その基準により認定	ウ．相談があった場合に、事例に応じて個別に対応	エ．試学機制度の活用による対応	オ．新たに認定基準等を書くことを検討中	カ．そもそも対象者がいない	キ．その他	（2）（1）のキの内容
17	17	14	1	2	0	0	0	0	14	0	0	1	0	0	0	0	0	1	5	8	0	0	0	0	2	0	2	3	0	12	0	0	1	1	1
福井県	福井市	○							○											○							○								
福井県	敦賀市	○							○										○								○								
福井県	小浜市	○							○											○														○	従来の認定基準どおり、前年所得額により認定している
福井県	大野市	○							○											○										○					
福井県	勝山市	○							○										○											○					
福井県	鯖江市	○							○											○										○					
福井県	あわら市	○							○										○											○					
福井県	越前市	○							○											○										○					
福井県	坂井市	○							○										○											○					
福井県	永平寺町	○							○									○												○					
福井県	池田町			○																					○	小・中学校へ入学する児童生徒全員に「入学支度金支給事業」として1人5万円を支給しているため				○					
福井県	南越前町		○									○																		○					
福井県	越前町	○							○											○										○					
福井県	敦賀市			○																					○	入学後、請求があった場合支給している。							○		
福井県	美浜町	○							○											○								○							
福井県	おおい町	○							○										○											○					
福井県	若狭町	○							○											○										○					

		4. 就学援助制度の概要確認・認定基準について																							5. 生活保護基準見直しによる要要援護への影響及び対応について									6. 就学援助率
		（3） 令和5年度当初における準要保護の認定基準（該当するもの全てに○）																			（4）（3）でソ、タ又はテに○をした場合、生活保護基準額等に関する係数（倍率）	（5）（3）でツに○をした場合、市区町村税課税基礎控除額に関する係数（倍率）			4．（3）でソ、タに○をした場合、平成30年10月から段階的に実施されている生活保護基準の見直しに伴い、見直し前と比べて、生活保護基準額が減額となる場合についての令和5年4月以降の対応									
都道府県	市町村名	ア．生活保護法に基づく保護の停止または廃止	イ．市区町村税の非課税	ウ．市区町村税の減免	エ．国民年金保険料の減免または猶予	オ．国民健康保険の保険料の減免または猶予	カ．児童手当の支給	キ．母子家庭・寡婦・父子家庭・障害者・母子・父子・寡婦福祉資金の貸付	ク．PTA会費、学級費等の学校納付金の減免が行われている者	ケ．個人の事業の廃業	コ．固定資産税の減免	サ．学校納付金の納い忘れ、滞納、または、学用品等に不自由していると考えて保護者の生活状態が きわめて悪いと認められるもの	シ．経済的な理由による教育費が多いと思われる者	ス．保護者の職業が不安定で、生活状態が悪いと認められる者	セ．生活福祉資金による受付け	ソ．生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの（生活保護の基準額が変わると自動的に要件が変わるもの）（例：生活保護の1.3倍の場合、1.5倍等）（係数（倍率）を（4）に記入してください。）	タ．生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの（生活保護の基準額を参照して掛を定めているもの）（例：生活保護の1.3倍の場（394万円）、1.5倍（463万円等）（係数（倍率）を（4）に記入してください。）	チ．特別支援教育就学奨励費に関する保護基準額、又は同基準額に一定の係数を掛けたもの（係数（倍率）を（4）に記入してください。記入例はコメント欄参照）	ツ．市区町村民税（所得割又は均等割）課税最低限度額に一定の係数を掛けたもの（例．課税最低限度額の1.0倍、1.5倍等）（係数および区分を（5）に記入してください。）	テ．その他	係数（倍率） 倍	係数（倍率） 倍	（6）（3）でテと回答した場合、その他の基準の内容	（7）補足事項	ア．見映させる新たな認定基準に更新	イ．見映させない（従前の認定基準を継続）	ア．生活保護基準見直しの影響が生じる可能性があるため、対応している。（見直し後の生活保護基準に基づく保護の認定基準で認定となった者は、改めて、見直し前の生活保護基準に基づく保護の認定基準により再認定など）	イ．生活保護基準見直しの影響が生じないと想定されるため、対応していない（準要保護者がいない、影響を受ける所得層の要要保護者がいない等）	ウ．生活保護基準見直しの影響が生じると想定されるが、対応していない	エ．その他	（3）（2）でエとした場合のその内容	（4）（1）でイ、見映させない		
																					倍	倍											年	月	
17	17	8	10	6	5	3	10	2	3	3	3	3	3	3	4	0	2	12	0	4	14	0	4	1	0	2	0	0	0	0	0	2	2	
福井県	福井市																○				1.3					○						平成25		7	10%未満
福井県	敦賀市																	○			1.3													15%未満
福井県	小浜市																	○			1.3			1．3倍以上1．5倍未満は一部認定（学用品費のみ支給）											10%未満
福井県	大野市		○				○											○		○	1.3		大野市母子（父子）家庭等医療費助成金対象世帯											15%未満
福井県	勝山市	○									○							○			1.3													10%未満
福井県	鯖江市																	○			1													10%未満
福井県	あわら市	○	○	○			○																											10%未満
福井県	越前市		○				○											○		○	1.3		・市民税の均等割りのみ課税											15%未満
福井県	坂井市	○	○				○										○				1.3					○						平成25			10%未満
福井県	永平寺町	○	○	○	○	○	○		○	○	○		○	○	○			○			1.2													10%未満
福井県	池田町	○	○	○	○	○	○								○			○			1.3													5%未満
福井県	南越前町		○				○													○			経済的に生活が困難であると教育委員会が認めた世帯。（課税台帳による収入を特別支援教育就学奨励費の需要額測定に用いる問基準額で割った数値が1.0未満のもの。）											10%未満
福井県	越前町																	○			1													10%未満
福井県	敦賀市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○			1.2													5%未満
福井県	美浜町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				○			1.3													10%未満
福井県	おおい町	○	○	○	○	○	○								○					○			経済的に苦っている。特別な事情がある（家庭の主宰者が急死、災害にあうなど、経済的に苦っている）											10%未満
福井県	若狭町																	○			1.2													5%未満

7. 令和5年度重要夜間就学援助額

1. 小学校の就学援助額の単価（一人当たり年間支給額）

都道府県	市町村名	(1) 費目毎の設定の有無	学用品費 実費・限度額	学用品費 支給平均額	学用品費 上限額	学用品費 上限の金額	学用品費 支給平均額	学用品費 一定額	学用品費 令和5年度単価	学用品費 その他	学用品費 補足事項	新入学児童生徒学用品費等 費目の設定の有無	新入学児童生徒学用品費等 実費・限度額	新入学児童生徒学用品費等 支給平均額	新入学児童生徒学用品費等 上限額	新入学児童生徒学用品費等 上限の金額	新入学児童生徒学用品費等 支給平均額	新入学児童生徒学用品費等 一定額	新入学児童生徒学用品費等 令和5年度単価	新入学児童生徒学用品費等 その他	新入学児童生徒学用品費等 補足事項	通学費 費目の設定の有無	通学費 実費・限度額	通学費 支給平均額	通学費 上限額	通学費 上限の金額	通学費 支給平均額	通学費 一定額	通学費 令和5年度単価	通学費 その他	通学費 補足事項	修学旅行費 費目の設定の有無	修学旅行費 実費・限度額	修学旅行費 支給平均額	修学旅行費 上限額	修学旅行費 上限の金額	修学旅行費 支給平均額	修学旅行費 一定額	修学旅行費 令和5年度単価	修学旅行費 その他	修学旅行費 補足事項	(5) 補足事項
17	17	17	0	0	4	4	4	13	13	0	0	17	0	0	3	3	3	14	14	0	0	7	4	4	1	1	1	0	0	2	2	17	7	7	8	9	9	1	1	0	1	5
福井県	福井市	○						○	11,630			○						○	54,080			○	○	16,384								○	○	25,672								体育実技用具費（スキー）上限額26,500円　平均支給額0円　実績なし。 体育実技用具費（スケート）上限額11,810円　平均支給額0円　実績なし。
福井県	敦賀市	○						○	11,630			○						○	54,080			○	○	0							実績なし	○	○	24,134								
福井県	小浜市	○						○	11,630			○						○	54,080													○			○	22,690	21,560					
福井県	大野市	○						○	11,630			○						○	54,080			○								○		○			○	22,690	21,613					【体育実技用具費】対象者がいなかったため、実績なし【通学費】37km × 通学距離（往復）× 通学日数　対象者がいなかったため、実績なし。 【医療費】令和2年10月受診分より子ども医療費助成の自己負担金が無料となり、以降は就学援助による医療費支給をやめ、子ども医療費助成と母子家庭等医療費助成で対応したため実績なし。
福井県	勝山市	○			○	11,630	11,424					○						○	54,080													○			○	22,690	22,435					
福井県	鯖江市	○			○	11,630	11,630					○			○	54,080	54,080					○	○	実費								○	○	実費								
福井県	あわら市	○						○	11,630			○						○	54,080			○	○	0							実績なし	○	○	27,499								
福井県	越前市	○						○	11,630			○						○	54,080													○			○	40,000	30,968					
福井県	坂井市	○						○	11,630			○						○	54,080			○								○		○			○	22,690	22,690					通学費・・・スクールバス負担金の1/2
福井県	永平寺町	○			○	11,630	10,957					○			○	54,080	54,080															○			○	22,690	22,690					
福井県	池田町	○			○	11,630	11,630					○			○	54,080	54,080					○			○	5,500	5,500					○			○	22,690	0				支給なし。	
福井県	南越前町	○						○	11,630			○						○	54,080													○	○	28,072								新入生0名
福井県	越前町	○						○	11,630			○						○	54,080													○			○	22,690	22,291					
福井県	春江町	○						○	11,630			○						○	54,080													○						○	22,690			
福井県	美浜町	○						○	11,630			○						○	54,080													○	○	26,485								学校給食費の無償化により、学校給食費の実績はなし。
福井県	おおい町	○						○	11,630			○						○	54,080													○			○	22,690	22,030					
福井県	若狭町	○						○	11,630			○						○	54,080													○	○	22,690								

| 都道府県 | 市町村名 | 2. 中学校の就学援助額の単価（一人当たり年間支給額） | | |